

令和5年度 社会福祉法人河内四つ葉会 事業計画書

(本部計画)

1 事業執行方針

平成17年8月の法人設立以来19年目に入る今年は、昨年度に引き続き社会福祉法の理念に則り、人材を含む地域の様々な資源との具体的な連携を創り出し、これまでに培ってきた当法人のノウハウのより一層の發揮を通じて、特に利用者の夢の実現に向けた取組みを推進し、ひとり一人が有意義な日々を送ることができるよう支援していく。

また、今後も継続してコロナウイルス対策に万全を期し、感染防止はもとより、感染者が発生した場合においては被害を最小限に食い止めるものとする。

このため、今年度においては、次の基本テーマに基づき以下の事業に重点的に取り組むこととする。

【基本テーマ】

- ・「あらゆる場面において利用者が持てる意欲を十分に發揮する」ことを肝に銘じ、共に行動し汗を流す。
- ・コロナ禍による行動制限がある中、十分な感染対策を講じながらより一層の工夫を凝らし、各自の夢が叶うよう支援する。

(1) 「グーフォ・かわち」の安定的運営と新たな事業の展開

- ① 多機能型の特徴を生かし、生活介護（定員25）及び就労継続支援B型（定員15）のそれぞれの支援内容を踏まえつつ、3つの班（受注織り、農園芸、パン）において事業区分を超えた体制を組み、利用者が互いに協力し合いながら作業に取り組む環境を整える。
- ② 年間を通じて受注量の平準化を図るため、従来からの協力企業との円滑な関係を維持するとともに、新規受注先開拓のための積極的な働きかけを行う。
- ③ 農地の更なる活用を進め、安全性の高い無肥料・無農薬による販売用作物の栽培に取り組み、市場調査に基づいてより有利な販路、販売方法を開拓する。また、近隣の農業者の協力を得て農福連携を推進する。
- ④ HACCP及び食品表示法のガイドラインに従った製造・記録・表示を徹底し、安全で安心なパン等を製造し、新たな販売先を開拓して「グーフォ・ブランド」の普及に努める。
- ⑤ 生活介護においては、利用者個々の実情を踏まえ、作業の他に近隣地域への外出活動等も実施し、支援内容を充実させる。
- ⑥ クラブ活動を通じて自己表現の場を確保し、新たな発見に結び付けるとともに、持てる能力の発揮等を通じて社会との接点を増やしていく。

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画を実践すると共に、自然災害に対応した業務継続計画の策定を進める。
- ⑧ 利用者の自主性を最大限に尊重した『のびのびとした支援』実現のため、共に行動し汗を流すを通じて、利用者を安心して迎え入れることのできる環境を整える。

(2) 「よつば荘」における自立生活に向けた支援の充実

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画に基づき、生活環境の安全性の確保に万全を期する。
- ② 全員での買い物体験等の他、個別外出にも対応し、自分で考え行動する意欲を育む。
- ③ グループホーム本来の自立支援の意義に鑑み、欠員解消に向け新規利用契約者を確保する。
- ④ 短期入所による体験利用を促進し、利用者の自立生活を支援するため、より柔軟な運営を行っていく。

(3) 指定特定相談支援事業所「グーフォ」による相談支援需用の的確な把握と、信頼の得られる継続的支援の実施
支援の継続性を基本に、信頼性のある相談支援を実施していく。

(4) 日中一時支援利用希望者の受入拡大

事業所周辺に生活する利用者の需用の把握と、それぞれの希望等を踏まえた積極的な受入れを行う。

2 事業収益の確保と経費削減による安定的経営のための財源の確保

月例の経営分析を通じて、経営安定化のための課題等を明らかにする。

具体的には、引き続き定員充足及び利用率向上により事業収益を確保し、併せて、経費の無駄を省いて不要な支出を抑える。

また、事業拡大等に必要となる財源・資機材等の確保に際しては、引き続き民間助成制度等の積極的活用を図るほか、将来見込まれる大規模修繕等に要する財源の確保に努める。

なお、課題解決策については、引き続き各部門の責任者による「経営会議」を適宜開催し、具体化を図り実践していく。

3 人材確保に向けた処遇改善と職員の積極的な育成支援

処遇改善によって有意な人材の確保に努めるとともに、職員が希望する業務上必要となる資格・免許の取得等を積極的に支援し、資質の向上に結び付ける。

4 働き方改革に則った的確な運用の継続実施

事業展開の資本は職員ひとり一人であることを肝に銘じ、職場と家庭、仕事と趣味のバランスよい日常生活を確保し、心身の健康の増進と業務能率の向上をめざす。

5 広報活動の強化

動画等を活用して、ホームページ上での広報活動を充実し、法人の魅力を積極的に発信することで、福祉事業に対する理解者を増やすとともに、利用者や職員の獲得につなげる。特に今年度においては、システムのレベルアップを見込む。

令和5年度 社会福祉法人河内四つ葉会 事業計画書

(指定障害福祉サービス事業所「グーフォ・かわち」 計画)

- 1 利用定員 40名 (生活介護25名、就労継続支援B型15名)
- 2 職員数 16名 (うち4名は非常勤職員)
- 3 事業開始年月日 平成23年11月1日 (新体系事業)
平成27年 4月1日 (事業別定員変更)
平成29年11月1日 (指定更新)
平成30年 5月1日 (一部事業廃止、事業別定員変更)
令和 2年 4月1日 (給食業務外部委託)
- 4 事業運営基本方針
運営規程第2条に掲げる運営方針に則り、特に次に留意して運営する。
 - (1) 障害者が自由を希求し、家族及び地域の人々との関わりを損なうことなく連帯感に満ち、創意的に生きていくける地域社会を築いていくという責務を念頭に、利用者ひとり一人の最適な自立をめざす支援及び必要な訓練を計画的に行う。
 - (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者のニーズに合ったサービスを提供する。
 - (3) ホームページを活用した情報提供に取り組むとともに、農福連携をはじめとして地域・関係機関との連帯と協働を重視した運営を行う。
- 5 事業概要
 - (1) サービス提供の基本方針
管理的な対応に陥ることなく、利用者及び家族の多様なニーズに応じるよう、利用者的人権尊重を基本とした支援の目標と方針を個別に策定し、計画的に対応していく。
 - (2) 提供するサービスの内容
前記の基本方針を踏まえ、次のサービスを提供する。
 - ① 生活介護
利用者的心身状況に合わせて次に掲げる支援を行うとともに、家族との連携により、利用者の心地よい環境を作っていく。
 - ア 排せつ及び食事等のADLの維持向上に対する支援等
 - イ 生活や通院等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援
 - ウ 個々の状況に応じた創作活動又は生産活動の機会の提供
 - エ 日々の体調確認、手指消毒、マスク着用が確実に行われるための支援
 - ② 就労継続支援B型

- ア 生産活動その他の活動の機会の提供
- イ 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練（実習を含む）
- ウ 日々の体調確認、手指消毒、マスク着用が確実に行われるための支援

③ 生産活動の内容

ア パン及び焼菓子の製造販売

- ・H A C C Pによる衛生管理を徹底する
- ・新規商品の開発・販路拡大に努力する
- ・材料の廃棄を減らして利益につなげ、年間売上400万円を目指す
- ・個人の能力向上に努めながら、より多くの作業に携わってもらう

イ 受注織り作業、その他

- ・年間売上300万円を目指し、受託先と単価交渉を行う
- ・受託先と密に情報交換して作業量の平準化を図ると共に新規開拓する
- ・外出活動等を通じた支援内容の充実
- ・失敗を恐れずに自ら考えて行動できるように働きかける

ウ 農園芸品（花・野菜等）生産・販売

- ・自然栽培野菜の有利な販路開拓や地域の農業者からの作業の受注等により、年間売上120万円を目指す
- ・ハンマーナイフモアを活用した除草作業の新規開拓と現作業の継続
- ・農園芸作業、受注作業、農産物の加工や販売など、多岐に渡る作業を通じて利用者の得意とする作業を見つけ、より楽しく充実した生活を送れるようとする

④ 作業評価と目標工賃

6月・12月に作業評価を行い、それに基づく工賃を適正に支給する。就労継続支援B型は、新型コロナウィルスへの万全な感染防止対策を講じたうえで、平均工賃月額20,000円以上を維持する。

⑤ 社会適応訓練

一人の成人として社会参加していくために必要な訓練を行う。

⑥ 生活相談

利用者、保護者が何でも気軽に相談できる環境作りを行う。

⑦ 健康管理・保健指導

生活介護利用者に対し、看護師の対応の下、定期的にバイタルチェックを行う。その他全利用者の体調管理を嘱託医の協力を得ながら行っていく。また、希望する利用者を対象に健康診断（実費負担）を1回実施し、その結果に基づいた保健指導を行う。

⑧ 送迎

通所日の朝・夕の2回、3コースの送迎を行う。必要に応じて新規コースの増設にも対応する。

⑨ 給食

食の安全を確保した上で、季節感のある食事提供に努める。そのため、2か月に1回の給食会議で利用者及び職員のニーズを委託業者に伝え、求め

る給食が提供されるよう働きかける。

(3) 個別支援計画等の策定

- ① 管理的な対応に陥ることなく、利用者及びその家族の多様なニーズに応じられるよう、利用者の人権の尊重を基本とした支援の目標とその方針を個別に策定する。
- ② 方針の策定に当たっては、職員個人の独自の判断によってなされることなく、利用者の状況を的確に把握した全職員の共通認識に基づき行う。

(4) 安全・衛生管理等

常に施設、設備等の点検に努め、危険箇所及び破損箇所は適時補修を行うとともに、新型コロナウイルス業務継続計画に基づいた日々の衛生管理に努める。

(5) 苦情処理

苦情に対しては、苦情解決実施要項に基づき迅速かつ適正な解決を図る。また、必要に応じて「福祉サービス向上のための委員会」を開催し改善に努める。

(6) 運営体制の確保

利用者に対し適切なサービスができるよう、職員の勤務計画を策定するとともに、適宜研修の機会を設けて受講させる。

(7) 地域等との交流

従来型の地域交流は、実施困難な状況が続いているため、密にならない方法を模索し、間接的であっても交流を絶やさない工夫をする。

併せて、制度改革に伴う地域貢献事業として、公共施設の花の手入れやいちごハートねっと事業に参加し、地域の困りごと相談を受け付ける。

6 防災訓練

防災規程及び消防計画書等により、各種災害に対応できるよう定期的訓練を重ねていくこととする。(年2回実施)

7 日課

次表を基準とし、さらに個別に作成される「個別支援計画」の中で対応する。

時 間	活 動 内 容
8:00 ~ 9:00	送迎・出勤
9:00 ~ 9:15	更衣・作業準備
9:15 ~ 9:20	朝会・ラジオ体操
9:25 ~ 10:30	訓練・作業
10:30 ~ 10:45	休憩
10:45 ~ 12:00	訓練・作業
12:00 ~ 13:00	昼食・昼休み
13:00 ~ 14:05	訓練・作業
14:05 ~ 14:20	休憩

14:20 ~ 15:30	訓練・作業
15:30 ~ 16:00	清掃
16:00 ~ 16:10	更衣・終礼
16:15 ~	送迎

8 年間行事

月	行 事
4月	春の花見、受注織り作業体験・評価
7月	農園芸作業体験・評価
8月	夏の行事
9月	外出行事、避難訓練
11月	外出行事
12月	クリスマス会、餅つき
1月	初詣、パン作業体験・評価
3月	自治会主催行事、避難訓練

9 職員名簿（16名）

職 名	常勤・非常勤の別	氏 名	資 格	備 考
施設長	常・兼務	和久井 隆	サビ管	
事務長	常・兼務	角田 孝之		
事務員	常	元川 知則		
サビ管	常・兼務	和久井 隆	サビ管	
生活支援員	常	高野裕美子		
生活支援員	常・兼務	藍原 里美		
看護職員	常	味野和博子	サビ管	
生活支援員	常	青木 健浩		
生活支援員	非	佐藤美代子		
生活支援員	常	鈴木 達也		
職業指導員	常	橋本 浩		
生活支援員	常・臨	店橋 俊行		
生活支援員	常	栗田真由美		
職業指導員	常・臨	岡 紀雄		
職業指導員	非	永井 清美		
生活支援員	非	小坂 枝里		
生活支援員	非	羽生 恵二		

10 利用料等

利用者負担金は、宇都宮市及び近隣市町長が定めた額（原則1割）とするが、現在は低所得者のため全員0円。

給食費は、昼1食350円で提供する。（食事提供加算体制あり）

令和5年度 社会福祉法人河内四つ葉会 事業計画書

(指定共同生活援助・短期入所「よつば荘」 計画)

1 入居定員 GH 7名、SS 3名

2 職員定数 管理者 1名（兼）
サビ管 1名（兼）
生活支援員 2名（兼）
世話人 3名
宿直員 職員による輪番(21:00～翌 6:00)

3 事業開始年月日 平成19年4月1日
平成29年4月1日 変更
令和5年4月1日 指定更新

4 事業運営基本方針

運営規程 第2条に掲げる運営方針に則り、特に次に留意して運営する。

- (1) 「利用者ひとり一人の最適な自立」をめざすという観点に立った対応。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者ニーズに合ったサービスを提供する。
- (3) ホームページを活用した情報提供に取り組むとともに、地域・関係機関との連携と協働を重視した運営を行う。

5 事業概要

(1) サービス提供の基本方針

管理的な対応に陥ることなく、利用者及び家族の多様なニーズに応じるよう、利用者の人権尊重を基本とした支援の目標と方針を個別に策定し、計画的に対応する。

(2) 提供するサービスの内容

① 共同生活援助（介護サービス包括型）

ア 食事、入浴、排泄、身辺処理等の介護

個々の身体状況や生活習慣の違いを踏まえた上で、日常生活における介助等必要な支援を行うとともに、円滑な生活リズムの確立を援助する。

イ 家事等の日常生活上の支援等基本的な生活技能等の支援

炊事、洗濯等自立した生活のための基本的技能の習得等を支援する。

ウ 健康管理

日々の体調確認や服薬管理等を通じ利用者の健康管理に配慮するとともに、適度な運動を奨励することにより、健康増進を図る。家族による通院が困難な場合は、通院同行していく。新型コロナウィルス対策として通

所前（朝）、帰宅後（夕方）の検温を行い、熱があった際には医療機関につないでいく。また、利用者全員を対象とする定期健康診断（実費負担）を年1回実施する。

エ 余暇支援

買い物や外食などの活動を支援することにより、余暇の充実を支援する。特に買い物では、買いすぎの防止や金銭のやり取りの支援を重点的に行う。移動支援事業所を活用する利用者が増えたことから、余暇支援の充実を図る。

オ 災害等からの安全の確保

火災や地震などの災害に備え、日頃から避難訓練の実施等を通じて安全の確保に努める。非常時に使用する食料・マスク・手袋等の備蓄の確保を進めて、よつば荘のエントランスホールに設置する。

カ 日常生活における相談支援

利用者の様々な要請に対し、相談支援機能を充実する。

(3) 共同生活援助計画の作成

利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、共同住居における日常生活訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な支援の内容等を記載した共同生活援助計画を作成する。

(4) 安全・衛生管理等

常に住居等の点検に努め、危険箇所及び破損箇所は適時補修を行うとともに、衛生的な管理に努める。

(5) 新型コロナウイルスに対する対策

利用者の手指アルコール消毒に加え、食堂等の普段触れる場所のアルコール消毒を徹底すると共に、噴霧器やオゾン発生機器を継続使用し、ウイルスの感染防止を図る。また、業務継続計画に基づいた訓練を実施する。

(6) 苦情処理

運営規程に規定する苦情解決要項により、苦情受付担当者を定めて迅速かつ適正な解決を図る。

(7) 運営体制の確保

利用者に対し適切なサービスができるよう、職員の勤務体制を定めるとともに、適宜研修の機会を設ける。

6 日 課（平日の場合。なお、土日など休日は終日支援を実施する。）

次表を基準とし、短期入所を含め個別ケースは、「共同生活援助計画」で対応。

時 間	生 活 内 容
6 : 00	起 床
6 : 00 ~ 7 : 00	洗面・排泄
7 : 00 ~ 7 : 30	朝 食
7 : 30 ~ 8 : 00	清掃・出勤準備

8 : 45	出 勤(マイクロバス到着)
16 : 45	帰 宅(マイクロバス到着)
16 : 40 ~ 19 : 00	身辺整理等、入浴、洗濯
19 : 00 ~ 19 : 30	夕 食
19 : 30 ~ 20 : 30	だんらん
20 : 30 ~ 20 : 45	歯磨き・就寝準備
21 : 00	就 寝

7 年間行事（グーフォ・かわちの行事に準ずる）

月	行 事
4月	春の花見、受注織り作業体験・評価
7月	農園芸作業体験・評価
8月	夏の行事
9月	外出行事、避難訓練
11月	外出行事
12月	クリスマス会、餅つき
1月	初詣、パン作業体験・評価
3月	自治会主催行事、避難訓練

8 職員名簿（6名）

職 名	氏 名	資 格	備 考
管理者（兼）	柏崎 紀彦		
サビ管兼生活支援員（兼）	柏崎 紀彦	サビ管、社会福祉主事	
生活支員（兼）	藍原 里美		グーフォ・かわち生活支援員（兼）
世 話 人	荒井 里美		
世 話 人	鈴木 春美		
世 話 人	(新規採用)		
宿 直 員	職員による輪番		
日中支援員	短期入所受入時のみ		

9 経営展望

将来グループホーム利用を希望する者が体験的に利用できる事業を継続検討する。また短期入所者受入を継続し、連泊体験を重ねてグループホームの新規入所に結び付ける。よつば荘の利用に関心のある利用者には、見学等のよつば荘の雰囲気を体験する機会を設けていく。利用者も高齢になってきたことから、特に健康面の把握と運動機能の維持を継続して支援していく。相談支援専門員との連携を強化していく。

令和5年度 社会福祉法人河内四つ葉会 事業計画書

(指定特定相談支援事業所「グーフォ」 計画)

- 1 事業開始年月日 平成26年4月1日
令和2年4月1日（指定更新）
- 2 利用者 グーフォ・かわち利用者及び他事業所利用予定者等
- 3 管理者 兼 相談支援専門員 1名
- 4 事業目的に沿った運営
本事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったひとり一人の最適な計画相談支援提供の確保を目的とした展開を行う。
- 5 運営方針
利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮して行うものとし、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
また、事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。
- 6 提供する計画相談支援内容・提供方法
 - (1) 日常生活全般に関する相談
 - (2) 地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
 - (3) サービス等利用計画の作成及び評価
 - (4) 訪問等による継続的なモニタリング
 - (5) 上記各条項に付帯するその他必要な相談支援、申請代行、助言等
- 7 相談支援専門員の役割(任務)
 - (1) 基本相談支援
障害者からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連携・連絡調整をするとともに、従業者の管理、計画相談支援利用の申込みに係る調整、業務実施の把握その他の管理を一元的に行っていく。
 - (2) サービス等利用計画
障害福祉サービス等の支給決定申請に係るサービス等利用計画の原案の作成を行い、支給決定後に関係者との連絡調整(ケース会議等)を行い、当計画の作成を行う。
 - (3) モニタリング
支給決定等の有効期間内に、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することが出来るよう、利用計画の見直し・面談(又は訪問による聞き取り等)を行っていく。